

令和7年度の介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 基準額(年額)× 調整率 | 保険料年額 |
|---------------|--|-----------------------------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9,000円以下の方 | 基準額 (66,600円) × 0.285 | 19,000円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9,000円超120万円以下の方 | 基準額 (66,600円) × 0.485 | 32,300円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で 第1段階から第2段階に該当しない方 | 基準額 (66,600円) × 0.685 | 45,600円 |
| 第4段階 | 世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円以下の方 | 基準額 (66,600円) × 0.90 | 60,000円 |
| 第5段階 (基準額) | 世帯のどなたかに住民税が課税されているが、ご本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9,000円を超える方 | 基準額 (66,600円) × 1.00 | 66,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 1.25 | 83,300円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 1.35 | 89,900円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 1.60 | 106,600円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 1.75 | 116,600円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 1.95 | 129,900円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 2.15 | 143,200円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 (66,600円) × 2.35 | 156,500円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額 (66,600円) × 2.45 | 163,200円 |

※介護保険料は、3年ごとに見直しがされます。第9期(令和6年度から令和8年度)東御市介護保険事業計画により、3年間に提供される介護サービスの見込量を定め、この見込みに基づいて65歳以上(第1号被保険者)の方に納めていただく介護保険料が見直されています。

※第1段階から第3段階は、消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った後の調整率及び保険料年額です。

※第1段階から第5段階の合計所得金額については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※令和7年4月から、所得段階の第1・第2段階、第4・第5段階を分ける基準となる額が80万9,000円に変わりました。